

臨港地区における規制について

東京港の管理運営にあたる東京都は、公共の施設である港を災害のない、安全・快適で使いやすい状態にしておかなければなりません。そのため、臨港地区内で構築物等を建設する場合には次のような手続が必要となります。

1 構築物の検証

臨港地区内の分区の目的に沿わない構築物は制限されます。(港湾法第40条)

禁止される構築物は、「東京都臨港地区内の分区における構築物に関する条例」で分区ごとに定められています。

したがって、構築物の建設(新築・増改築等)に際しては、確認申請書(建築基準法第6条第1項)を建築主事等に提出する前に、次の手続により検証を受けてください。(分区指定のない場合も必要です。)

1 確認申請書の正本、副本及び控え(正本の写しで可。)の計3部を提出してください。

なお、その際、担当者名、連絡先を名刺等によりお知らせください。

◎ 正本、副本は全書類を添付、控えは次の書類(写し)を添付してください。

- ① 委任状 ② 建築工事届 ③ 建築計画概要書
- ④ 図面(意匠関係): 案内図、位置図、求積図、平面図、立面図

2 検証は、書類提出後おおむね7日程度で終了します。

3 検証が終了次第、その旨連絡致しますので、取りに来られる方のお名刺をご持参の上ご来庁ください。検証印を押印した確認申請書の正副本をお返しします。

(1) 禁止構築物を建設した場合や、増改築又は用途変更して禁止構築物とした場合には、同条例第4条により罰則が科されます。

(2) なお次の場合には検証の手続とは別に、契約の条件、又は土地の使用許可条件による手続(土地利用計画変更承認等)が必要となります。

ア 当該構築物の敷地が都の長期貸付地の場合

問合せ先： 港湾局港湾経営部振興課 振興調整担当 電話 5320-5546

イ 当該構築物の敷地が都から買受けた土地で、買戻し特約の期限が満了していない場合

問合せ先： 港湾局臨海開発部誘致促進課 契約管理担当 電話 5320-5565

2 行為の届出

臨港地区内において、次に掲げる行為をしようとする場合には、港湾法第38条の2の規定に基づき、以下の要領により港湾管理者(都知事)に届け出る必要があります。

1 届出の対象となる行為

- (1) 工場又は事業場で作業場の延べ床面積が2,500㎡以上、又は工場等の敷地面積が5,000㎡以上の新設又は増設
- (2) 水域施設、運河、用水きよ、排水きよの建設又は改良
- (3) その他知事が指定する危険物を取り扱う施設の建設又は改良

2 届出の期限

その行為の開始の日の60日前まで

※建築工事を伴う場合は、着工の60日前までに届出が必要になります。

3 届出の様式

- (1) 上記1(1)の行為については、第二号様式(別表1、2 その他図面類も添付)
※別表1及び別表2については、表ごとに、最後に合計欄を設け、記入して提出してください。
- (2) それ以外の行為については、第一号様式(図面類も添付)

※ これらの届出内容が、港湾の開発、利用及び保全に著しく支障がある場合には、行為の是正、改善をお願いすることがあります。(港湾法第38条の2第7項及び第8項)

このほか、臨港地区内で一定の規模以上(敷地面積1万㎡以上)の事業をされている事業者の方は、港湾環境整備負担金制度の対象となる場合があります。

《港湾環境整備負担金のお問合せ先》

港湾局港湾経営部経営課環境保全担当 電話：5320-5553(内線43-281)

【臨港地区の問合せ先及び提出先】

港湾局港湾経営部経営課指導担当 都庁第二本庁舎8階南側

電話：5320-5551(直通) 内線：43-291